

運営規程

指定看護小規模多機能型居宅介護 サンケア兼六

この規程は、株式会社想愛（以下「事業者」という。）が設置、経営する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所「サンケア兼六（以下「事業所」という。）」の利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

第一章 事業の目的及び運営方針

（事業の目的）

第1条 事業所が行う指定看護小規模多機能型居宅介護サービスは、要介護者について、その居宅において、又は事業所（サービスの拠点）に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、また、医療ニーズの高い要介護者に対し訪問看護を一体的・柔軟に提供することにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、通い・訪問・宿泊を組み合わせて、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練及び日常生活または療養生活の支援を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、金沢市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

4 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利

用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

5 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるように必要な援助を行うものとする。

6 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所「ルナ・ステーション兼六」の従業者（以下「従業者」という。）は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

8 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

9 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはならないものとする。

10 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供するものとする。

11 事業者の役員及び事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員ではあってはならないものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ・ 名 称 サンケア兼六
- ・ 所在地 金沢市暁町9番29号

第二章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1人（常勤兼務）

- ・ 事業所の従事者の管理及び業務の管理

二 介護支援専門員 1人（常勤兼務）

- ・利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成
- ・利用者及びご家族の日常生活上の相談・助言
- ・居宅介護支援事業所や他の関係機関との連絡・調整

三 看護職員 常勤換算2.5以上（1名以上は常勤の看護師）

- ・利用者の衛生管理・健康管理
- ・主治医の指示による訪問看護業務
- ・看護小規模多機能居宅介護報告書の作成（准看護師除く）

四 介護職員 常勤換算5.6以上

- ・利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う

第三章 営業日、営業時間及び利用定員等

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休とする
- 二 営業時間 通いサービス：午前6時から午後9時まで
宿泊サービス：午後9時から午前6時まで
訪問サービス：24時間

（利用定員等）

第6条 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員は29人、通いサービスの利用定員は18人、宿泊サービスの利用定員は9人とする。

（定員の遵守）

第7条 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行わない。但し、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。
なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第四章 指定看護小規模多機能型居宅介護 の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、提供開始について文書による入居申込者の同意を得る。

2 当事業所の提供するサービスの内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

- ①日常生活上の世話及び機能訓練
- ②健康管理
- ③食事の提供
- ④入浴介助
- ⑤送迎

(2) 訪問サービス

<介護サービス>

利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な支援を行う。

<看護サービス>

主治医が看護サービスの必要性を認めた者に限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連携調整を図りながら看護サービスの提供を行う。

- ① 症状・障害の観察
- ② 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

※ 通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、電話による見守り等の声かけを行う。

(3) 宿泊サービス

当事業所に宿泊して頂き、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の援助や機能

訓練を行う。

(4) 生活に関する相談・助言

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談の助言、申請代行等を行う。

(提供拒否の禁止)

第9条 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、利用申込者の居住地が第24条に規定する通常の事業の実施地域外である場合等、正当な理由なく指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を拒否しない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供することが困難である場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第11条 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、介

介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（居宅サービス事業者等との連携）

第14条 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努める。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（主治の医師との関係）

第15条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

（居宅サービス計画の作成）

第16条 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行う。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第17条 登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(看護小規模多機能型居宅介護計画)

第18条 管理者は、介護支援専門員に、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。）に、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行い、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本として利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行う。

4 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。

6 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

7 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第19条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

2 利用者に対して、利用者の負担により利用者の居宅又は当該サービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努める。

(看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第20条 看護職員（准看護師除く。）は、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成する。

2 事業者は主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書を利用者の主治医に定期的に提出する。

(利用料等の受領)

第21条 法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「地域密着型介護サービス費用基準額」という。）の合計額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

一 食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理費相当額に係る費用。

【朝食：320円、昼食：670円（おやつ含む）、夕食：510円】

二 宿泊サービスに要する費用

利用者が宿泊するために使用する事業所又はその設備等に係る室料（建物設備等の減価償却費等）及び光熱水費相当額に係る費用。

【利用料金：2,164円（1泊当たり）】

三 特別な食事の提供に要する費用

利用者の希望に基づいて、通常の食事に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理により、事業所において特別な食事の提供に係る費用。

【利用料金：特別な食事を提供することに要した費用の実費相当額。】

四 理美容サービス

利用者の希望によって、美容師又は理容師の出張によるサービスを受けた場合に係る費用。

【利用料金：カット2,030円、カラー3,570円、パーマ3,570円】

五 介護用品費（おむつ代を含む。）

利用者の希望によって、紙おむつ等の介護用品を事業所が提供した場合に係る費用。

【費用：オムツ、紙パンツ＝1枚100円、パット＝1枚50円】

六 レクリエーション、クラブ活動費用

利用者の希望によって、レクリエーション及びクラブ活動等に要する材料費等に係る費用。

但し、全ての利用者に一律に提供されるレクリエーション及びクラブ活動等に係る費用は徴収しない。

【利用料金：材料費等の実費相当額】

七 洗濯サービス

利用者やご家族のご希望によって洗濯サービスを行った場合に係る費用。

【費用：1回100円】

八 日用品費

利用者の希望によって、身の回り品及び日常生活品に必要なものを事業所が提供した場合に係る費用。但し、全ての利用者に一律に提供される日常生活品等に係る費用は徴収しない。

【費用：各種実費相当額】

4 前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行うとともに、利用者に文書により同意を得る。

なお、介護保険法令等関係諸法令の改正及び経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由により前項各号の費用に係る利用料金を変更する場合においても、その内容及び費用を記した文書を事前に交付して説明を行うとともに、利用者に文書により同意を得なければならない。

利用当日のキャンセル料に関しては、当日の食費相当額（320円～1,500円）を徴収することとする。但し、利用者の急な入院等で連絡が遅れる場合などはこの限りでは無い。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第22条 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第23条 通常の事業の実施地域は、金沢市とする。

第五章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第24条 利用者は、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受ける際には、次の事項に留意するものとする。

- 一 利用者は、従業者の指示に従ってサービス提供を受けること。
- 二 気分が悪くなったときは、速やかに従業者に申し出ること。
- 三 施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用すること。
- 四 サービス利用の中止、変更がある場合には、利用日の前日までに事業所に申し出ること。ただし、利用者本人の病変、急な入院等事業所への連絡ができない場合にはこの限りではない。

2 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- 二 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

第六章 緊急時等における対応方法及び非常災害対策等

(緊急時等の対応)

第25条 従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 看護職員は、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

(非常災害対策)

第26条 事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火さ、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の

安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救助訓練その他必要な訓練を年2回以上行うものとする。

3 事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。

4 事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

5 事業者は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

6 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

（事故発生時の対応）

第27条 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに金沢市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所における事故の発生又はその再発を防止するため、別に「事故発生防止マニュアル」を定める。

第七章 その他運営に関する重要事項

（身分を証する書類の携行）

第28条 従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。

(サービスの提供の記録)

第29条 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、提供日及び内容、介護保険法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第30条 毎月、金沢市（介護保険法第42条の2第9項において準用する介護保険法第41条第10項の規定により介護保険法42条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合であっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出する。

(利用者に関する市町への通知)

第31条 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を金沢市に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第32条 利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を別に定める。

2 事業所の従業者によって指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する。

但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。また、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める

者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修：採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修：月 1 回以上

4 事業者は適切な指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの、提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動(いわゆるハラスメント)であって業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(揭示)

第 3 3 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 3 4 条 従業員は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用時に取り決めておくものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 3 5 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施

する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等)

第36条 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身状況並びに緊急やむ得ない理由など必要な事項を記載することとする。

3 事業者は、身体拘束の廃止にむけて身体拘束廃止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し3月に1回以上定期開催し施設内の日常的ケアを見直し、利用者等が人間として尊重されたケアが行われているか検討し発生した「身体拘束等」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認する。

4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

5 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第37条 従業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(広告)

第38条 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第39条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上

の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第 40 条 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護サービスに関し、法第 23 条の規定により金沢市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該金沢市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して金沢市が行う調査に協力するとともに、金沢市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、金沢市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を金沢市に報告する。

5 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項 に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う介護保険法第 176 条第 3 項の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

7 苦情処理に関する具体的な対応方法等については、別に「苦情対応マニュアル」を定める。

（会計の区分）

第 41 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計と区分する。

（協力医療機関等）

第 42 条 主治の医師との連携を基本として、利用者の病状の急変等に備えるため、入院治療を必要とする利用者のための協力医療機関等を次のとおり定める。

協力医療機関

- | | |
|-------|----------------|
| 一 名称 | 医療法人社団 金沢 宗広病院 |
| 二 所在地 | 金沢市桜町 2 4-30 |

協力歯科医療機関

- 一 名 称 わたや歯科医院
- 二 所在地 金沢市大桑2丁目13

(調査への協力等)

第43条 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定看護小規模多機能型居宅介護サービスが行われているかどうかを確認するために金沢市が行う調査に協力するとともに、金沢市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第44条 利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、別に「感染症及び食中毒の発生予防マニュアル」を定める。また、必要に応じて金沢市保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこととする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(地域との連携等)

第45条 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、金沢市職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

3 事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

4 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護サービスに関する利用者からの苦情に関して、金沢市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の金沢市等が実施する事業に協力するよう努める。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第46条 可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が基準第171条第7項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努める。

(記録の整備)

第47条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

一 居宅サービス計画

二 看護小規模多機能型居宅介護計画

三 提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 身体的拘束等の態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 金沢市への通知に係る記録

六 苦情の内容等の記録

七 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録

九 主治の医師による指示の文書

十 看護小規模多機能型居宅介護報告書

(身体拘束の禁止)

第48条 事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わないものとする。身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第48条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。